

軽微変更工事提案(製造施設)

工事の内容	類型	現状
1 蛍光灯からLED照明の変更	工室内設備の取替え(仕様変更) 8条に規定はあるが、「取替え」の解釈で不可	照明設備の取替えは規則で軽微変更としている。 ただし、「取替え」の解釈が仕様、能力が同一と解釈しているため、軽微変更とみることができない。
2 暖房装置、温湿度調整装置、照明設備の変更の工事	工室内設備の取替え(仕様変更) 8条に規定はあるが、「取替え」の解釈で不可	照明設備、温湿度調整装置、暖房装置の取替えは規則で軽微変更としている。 ただし、「取替え」の解釈で仕様、能力が同一と解釈しているため、軽微変更とみることができない。
3 既に許可を受けている工室内の火工品吊揚げ用の手動式チェーンブロックを同等レベルのものに変更(容量(トン)は同一性能)及びチェーンブロックの架台の変更	工室内設備の取替え 8条に規定なし。	軽微変更が可能な設備に指定されていない。
4 既に許可を受けている工室外で使用する火工品運搬用トレーラの、床材、車輪等の同等品への変更。	工室外設備の変更 8条に規定無し	動力つき運搬者の変更については、軽微変更が可能な設備として認めていない。
5 ディーゼル車車体への機器(パライト、バックモニター、屋外スピーカー等)の設置	工室外設備の変更(改造) そもそも、技術基準に関係ない変更であれば、変更にあたらぬ。 技術基準に関係する変更であれば、第8条で規定されていない。	動力つき運搬者の変更については、軽微変更が可能な設備として認めていない。
6 掲示板の記載内容変更	工室外設備の変更 第8条で規定されていない	掲示板の記載内容の変更については、軽微変更が可能な設備として認めていない。
7 構造上同じで能力アップを伴わない設備の更新(取替え)	工室内設備の取替え(仕様変更) 8条に規定無し。仮にあったとしても「取替え」の解釈で不可	軽微変更が可能な設備に指定されていない。 ただし、当該装置の取替えを軽微変更としたとしても、「取替え」の解釈で仕様、能力が同一と解釈しているため、軽微変更とみることができない。
8 窓ガラス(不透明な窓ガラス(既に技術基準を満たしている。))に耐熱性フィルム又は耐熱塗料を施工	工室内設備の改造 8条に規定無し	工室内設備の改造については、他の技術基準との関係も考慮する必要があるため、軽微な変更の工事としては認めていない。
9 原材料流量計の更新(測定方式等が異なるものを除く)	工室内設備の取替え(仕様変更) 8条に規定なし。仮にあったとしても「取替え」の解釈で不可	軽微変更が可能な設備に指定されていない。 ただし、当該装置の取替えを軽微変更としたとしても、「取替え」の解釈で仕様、能力が同一と解釈しているため、軽微変更とみることができない。
10 作業台、棚等の耐震補強、転倒防止処置のために壁及び床にL字金具等を用いた固定工事(配置の変更を含む)	工室内設備の改造 8条に規定無し	工室内設備の改造については、他の技術基準との関係も考慮する必要があるため、軽微な変更の工事としては認めていない。
11 新たに防爆モーターを使用した排気ファンを工室の壁に取り付ける。	工室内設備の新設 8条に規定無し	工室内設備の新設については、他の技術基準との関係も考慮する必要があるため、軽微な変更の工事としては認めていない。
12 標識、警戒札、掲示板の位置変更	工室外設備の変更 第8条で規定されていない	標識、警戒票、掲示板の位置の変更については、軽微変更が可能な設備として認めていない。
13 電灯の新設・位置変更	工室内設備の新設、移設 8条に規定無し	工室内設備の新設・移設については、他の技術基準との関係も考慮する必要があるため、軽微な変更の工事としては認めていない。
14 設備等のレイアウトを変更する場合(工程、設備に変更がない)	工室内設備の移設 8条に規定無し	工室内設備の移設については、他の技術基準との関係も考慮する必要があるため、軽微な変更の工事としては認めていない。 (ただし、あらかじめ許可を受けている場合は除く。)
15 既に許可を受けている運搬車(ただし蓄電池車、ディーゼル車を除く)について、既許可品と同一仕様の運搬車の台数追加。	工室外設備の増設 8条に規定無し	工室外設備の増設については、他の技術基準との関係も考慮する必要があるため、軽微な変更の工事としては認めていない。

軽微変更工事提案(火薬庫)

	工事の内容	類型化	現状の考え方
1	火薬庫天井及び側壁に10cm間隔ループ状に敷設中のPVC被覆心線0.5mm警戒細線を同条件、同様の細線を用い新たな警戒細線に張り替えを行う。	火薬庫内の警戒細線の変更工事 内面の警戒細線については第14条で規定されていない	火薬庫内の警戒細線の取替え工事については、軽微な変更の工事の対象としていない。
2	既存の屋根の上に金属板を葺き、雨漏り防止を施す	火薬庫の屋根の変更 第14条で規定されていない。	火薬庫の屋根の取替え、変更については、軽微変更の対象とはしていない。
3	老朽化に伴う内面の補強又は張り替え工事	火薬庫内面の取替え 内面については第14条で規定されていない。	火薬庫内面の取替え工事については、軽微な変更の工事の対象としていない。
4	棚等の耐震補強、転倒防止処置のために壁及び床にL字金具等を用いた固定工事(配置の変更を含む)	火薬庫内設備の改造	火薬庫内の設備の改造については、他の技術基準との関係も考慮する必要があるので軽微な変更の対象としていない。
5	火薬庫内に一般の温度、湿度、火薬庫内空気の成分等を検知する各種センサーの設置(火薬庫外からコルゲートチューブ(P.P)等で保護した商用電源で天井又は床下換気口から火薬庫内に給電、接点は保護する。)	火薬庫内に新たな設備の設置	火薬庫内の設備の新設については、他の技術基準との関係も考慮する必要があるので軽微変更の対象としていない。